

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る平成 25 年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成 25 年 1 月 8 日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件 名

『新 B O P 学童クラブ用間食の購入「菓子類」(単価契約)』

(2) 業務内容

この業務は、世田谷区立小学校にある新 B O P 学童クラブ登録児童の間食(児童用おやつ)として、1 人 1 食単価 60 円(税込)で週単位のメニューを作成し、区の指示する数量を準備し各所に納品するものである。この業務の実施にあたっては、64 所の新 B O P 学童クラブを 4 ブロックに分け、ブロックごとに複数の事業者へ委託する予定である。

(3) 履行期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

提案書の提出者は次にかかげる条件を満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当しないものであること
- (2) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと
- (3) 国税及び地方税について未納がないこと
- (4) 過去に世田谷区立小学校、保育園、幼稚園等の児童施設に納入実績があること

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) メニュー作成・準備力

単価 60 円(税込)で、児童に適した食品を、季節感や品質の高い多様なメニューで提供できるか。また、アレルギー除去食など、アレルギー児童に対応したメニューが提供できるか。

(2) 配送力

決められた納入期間及び時間内に安全・確実に配送できるか。

- (3) 環境への配慮
配送用車種や配送容器の回収の有無など

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区子ども部児童課児童育成担当

〒154-8504 世田谷区世田谷 4 丁目 21 番 27 号

(区役所第 2 庁舎 2 階 20 番窓口)

電話 03 - 5432 - 2317 ファクシミリ 03 - 5432 - 3016

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 平成 25 年 1 月 8 日 (火) から平成 25 年 1 月 18 日 (金) まで

イ 交付場所 (1) に同じ (区役所第 2 庁舎 2 階 20 番窓口)

ウ 交付方法 (1) の窓口で配布

* 世田谷区ホームページからダウンロード可

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成 25 年 1 月 18 日 (金) 午後 5 時

イ 提出場所 (1) に同じ (区役所第 2 庁舎 2 階 20 番窓口)

ウ 提出方法 持参またはファクシミリで送信。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成 25 年 2 月 7 日 (木) 午後 5 時

イ 提出場所 (1) に同じ (区役所第 2 庁舎 2 階 20 番窓口)

ウ 提出方法 持参に限る。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。
- (7) 詳細は、説明書(世田谷区新 B O P 学童クラブ間食納入業者募集要領) による。